

第 43 回運営評議会議事概要

1. 日 時 令和 7 年 3 月 25 日（火） 13:30～14:30
2. 場 所 農業者年金基金 4 階会議室（WE B 併用）
3. 出席者
委員 枝元会長、雨宮会長代理、信夫委員、久保委員、沼田委員、五十嵐委員、藤田委員、谷本委員、長崎委員、古波蔵委員、鈴木委員、福田委員
農業者年金基金 黒田理事長、永井理事、山村理事、坂本監事、小林監事、細川企画調整室長、川上業務部長、佐々木資金部長、栗栖総務部長
4. 議題
 - 1 農業者年金事業の実施状況等について
 - 2 農業者年金基金の運用について
 - 3 内部統制の推進状況等について
 - 4 令和 7 年度計画について
 - 5 その他
5. 議 事 概 要
 - 資料 1－1 から 1－3、資料 2 及び資料 3－1 から 3－2、資料 4 について、（独）農業者年金基金から説明を行った。
 - その後、意見交換が行われ、農業者年金事業の実施状況等について各委員から発言があった。

<主な意見等>

〔農業者年金事業の実施状況等関係〕

【意見等】

女性の加入促進について伺いたい。令和 6 年度の女性の新規加入が 7 2 1 名、うち政策支援加入が 1 0 3 名と少し割合が少ない気がする。

女性の政策支援加入について、後継者の配偶者は政策支援加入は可能か。

【回答】

その件については、各農業団体から農林水産省に対して長らく要望している状況であるが、現状はまだ可能となっていない。

【意見等】

女性の社会進出が言われている中、また農業女性も活躍している中、早急に対応すべきではないかと思う。

【意見等】

前納について、月々支払うのと前納するのでは、金額にあまり大差がない。確か数百円の違いだったと思うが、年金として前納していただく方がよいとすれば、前納する方が得だというメリットが全然感じられないが、現状はどのようなになっているか。

【回答】

前納制度については、1年間の保険料を一気に支払う制度で、11月時点で12月に年1回だけ振替となるが、これについても栽培している作物によって、なぜ11月だというご意見もあるが、現状はそうになっている。

農業者年金は本人だけではなく、家族の分も社会保険料控除の対象となる。

簡単に申し上げると、農家所得が増えていく段階で、これは茨城県の農家の方から伺った事例であるが、一定の規模を有する農家のみなさんは税理士に相談されており、その中で農業者年金については前納が一番よいということになった。可処分所得の問題となるが、一般的に民間の保険料は自らの分だけだが、農業は家族経営が基本であるので、節税的な観点として前納されるのが一つ、二つ目に保険料の変更、前納から月々の支払いに変えるということも可能な仕組みになっており、今年は所得が上がったので前納、来年は月々支払いに戻すことも可能なため、確定申告なども考えて将来的にメリットが大きいと判断される方も多いと考える。

【意見等】

もうかった年に上手にやれば、2年分の所得控除が受けられるということでは理解できるが、一般的に前納した方が少しお得になるということで運用していると思うので、所得の控除のみを考えれば大变得になるというのはわかるが、差額でもう少しメリットがあった方がよいと思ったので質問した。

【回答】

継続的に前納した場合にもう少しメリットがあった方がよいというのは理解したので、内部でもよく検討させていただきたいと思う。

【意見等】

基金側にとっては、前納した方がよいのか。

【回答】

実務として見た場合、振替が年1回で終了することで、滞納などのリスクも低くコストも少ないと考える。

【意見等】

農業者年金は個人事業主が対象だが、周りを見ると新規就農される際、法人を選択される方が結構おられる。経営内容を見ると一人社長であったり、経営状況も個人の方と変わらない方が結構おられると思っており、制度的には分

けなければならないのだろうが、そういった方達も農業者年金に加入できれば加入者も増えると思っているが、そのようにはできないのか。

【回答】

現場を回る中で、加入対象者がなかなか見つからないといった声を聞く地域もある。具体的には経営の発展とともに法人化されると厚生年金となるので、なかなか難しい。そういった地域の方から法人の社員も農業者年金に加入できないかといった要望等もいただくが、国全体の制度にも関わるためなかなか難しいと考えている。

各農業団体からも要望をいただいております、農林水産省にもお伝えしている状況である。